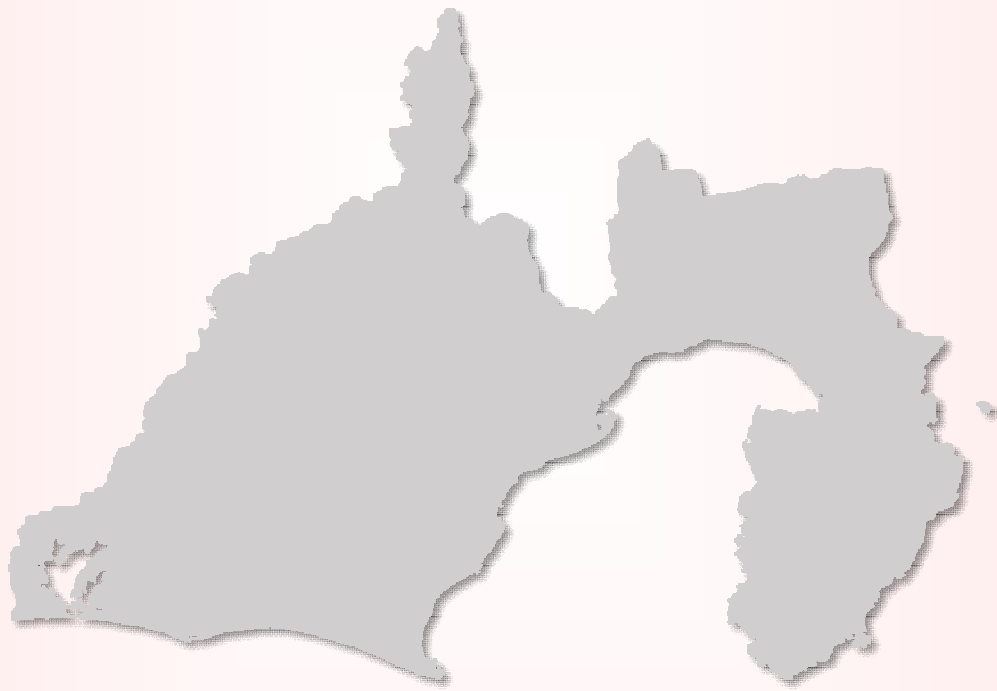


静岡県盛土等の規制に関する条例

～令和4年7月1日施行～



【主な規制内容】

- 土砂基準に適合しない土砂等による盛土等が禁止されます。
- 1,000 m³以上又は土量が 1,000 m³以上の盛土等を行う場合は、許可を受ける必要があります。



静岡県

1 静岡県盛土等の規制に関する条例の概要

目的

この条例は、盛土等について必要な規制を行うことにより、**土砂の崩壊等による災害の防止**及び**生活環境の保全**を図り、もって県民の生命、身体及び財産を保護することを目的とします。

制度

基準に適合しない土砂等を用いた盛土等の禁止

【土砂基準】何人も、土砂基準に適合しない土砂等を用いて盛土等を行ってはならない

一定規模以上の盛土等の許可

①【説明会の開催等】

許可申請予定者は、周辺地域の住民に対し、事業計画等を周知するため説明会等を実施

②【盛土等の許可申請】(許可権者:県)

- ・盛土等を行う土地の区域が面積1,000㎡以上又は土量1,000㎡以上
- ・国、地方公共団体等が行うものは適用除外
- ・盛土等が行われる土地の所有者の同意

③【許可基準】

- ・欠格要件(破産者、暴力団員など)
- ・申請者の資力
- ・**災害を防止するために必要な措置**
- ・**土砂等の形状等が構造基準に適合**
- ・水質調査を行うために必要な措置
- ・生活環境の保全上必要な措置など

土砂等の搬入開始

④【土砂等の搬入時の規制】

- 土砂等の搬入の事前報告
土砂等を搬入しようとするときは、搬入する土砂等の発生元及びその土砂等に汚染のおそれがないことの確認、報告

⑤【盛土等完了までの管理に関する規制】

- 管理台帳への記載等
土砂等管理台帳を作成し、定期的にその写しと土砂等の量を報告
- 水質調査・土壌調査
定期的に排水の水質及び土壌を調査し、結果報告
- 標識の掲示 ○関係書類の閲覧

⑥【盛土等の完了時の規制】

- 盛土等の完了等の届出(土砂等の堆積の形状や水質及び土壌調査の結果報告)
- 完了検査(許可の内容に適合しているかを確認し、結果の通知)

⑦その他

【公表】

措置命令、停止命令の内容及び命令を受けた者の氏名、名称、住所

【罰則】

無許可盛土等、命令違反(災害防止上の措置命令、土砂基準適合盛土の停止命令等)、無届・虚偽報告など

【土砂等搬入禁止区域】

生命等を害するおそれのある場合、区域を指定し、何人も土砂等の搬入を禁止

【経過措置】

条例施行の際現に行われている盛土等の基準に適合させるための移行期間の設定

3 土砂等・盛土等の定義

(1)対象となる土砂等

土砂及び土砂に混入し、又は付着した物、改良土並びに再生土

土 砂:土、砂及びこれらと礫、砂利が集まったもの

改良土:土砂をセメント、石灰その他の物により安定処理したもの

再生土:汚泥等(産業廃棄物)の脱水、乾燥その他規則で定める処理により生じたものであって、土砂と同様の形状のもの

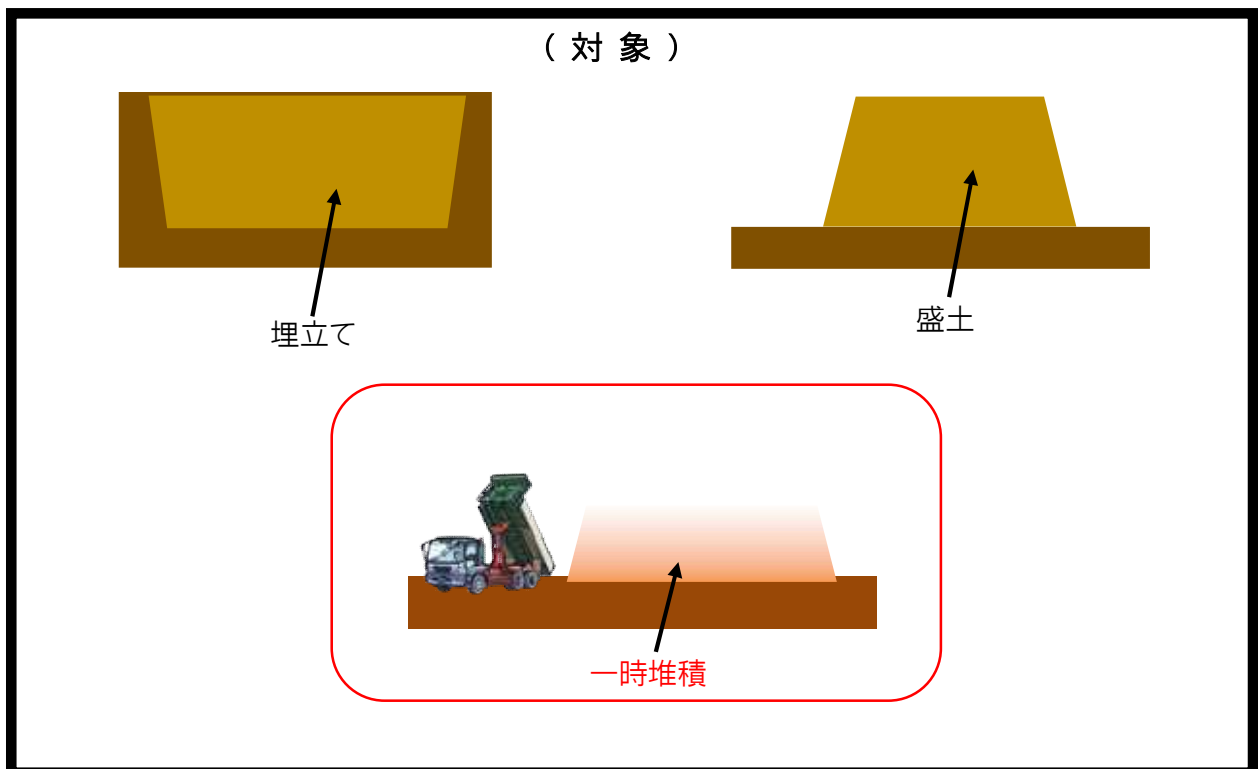
(2)対象となる土砂等の盛土等

埋立て:周辺地盤より低い窪地等を埋め立てること

盛 土:周辺地盤より高くなるように土砂等を盛り、かつ、その形状の変更の予定がないもの
(農地や宅地の造成など)

堆 積:周辺地盤面より高くなるように一時的に土砂等を盛り、その形状の変更が予定されているもの(ストックヤードなど)(一時保管含む)

※切土(土地を削り取り、平坦にしたり、周囲より低く造成したりすること)は対象外



4 土砂基準

(1) 汚染された土砂等の盛土等の禁止(条例第8条)

盛土等の許可の要否に関わらず、何人も規則で定める土砂基準に適合しない土砂等を使用して、盛土等を行ってはけません。

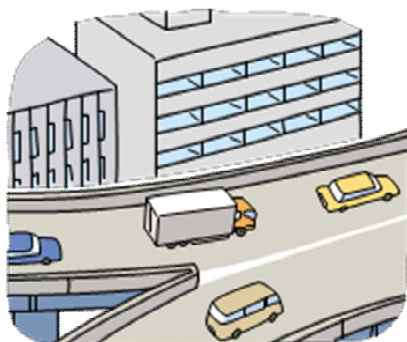
土砂基準に適合しない盛土等が行われているおそれのあるときや確認されたときは、措置命令等の対象になります。

(2) 適用除外

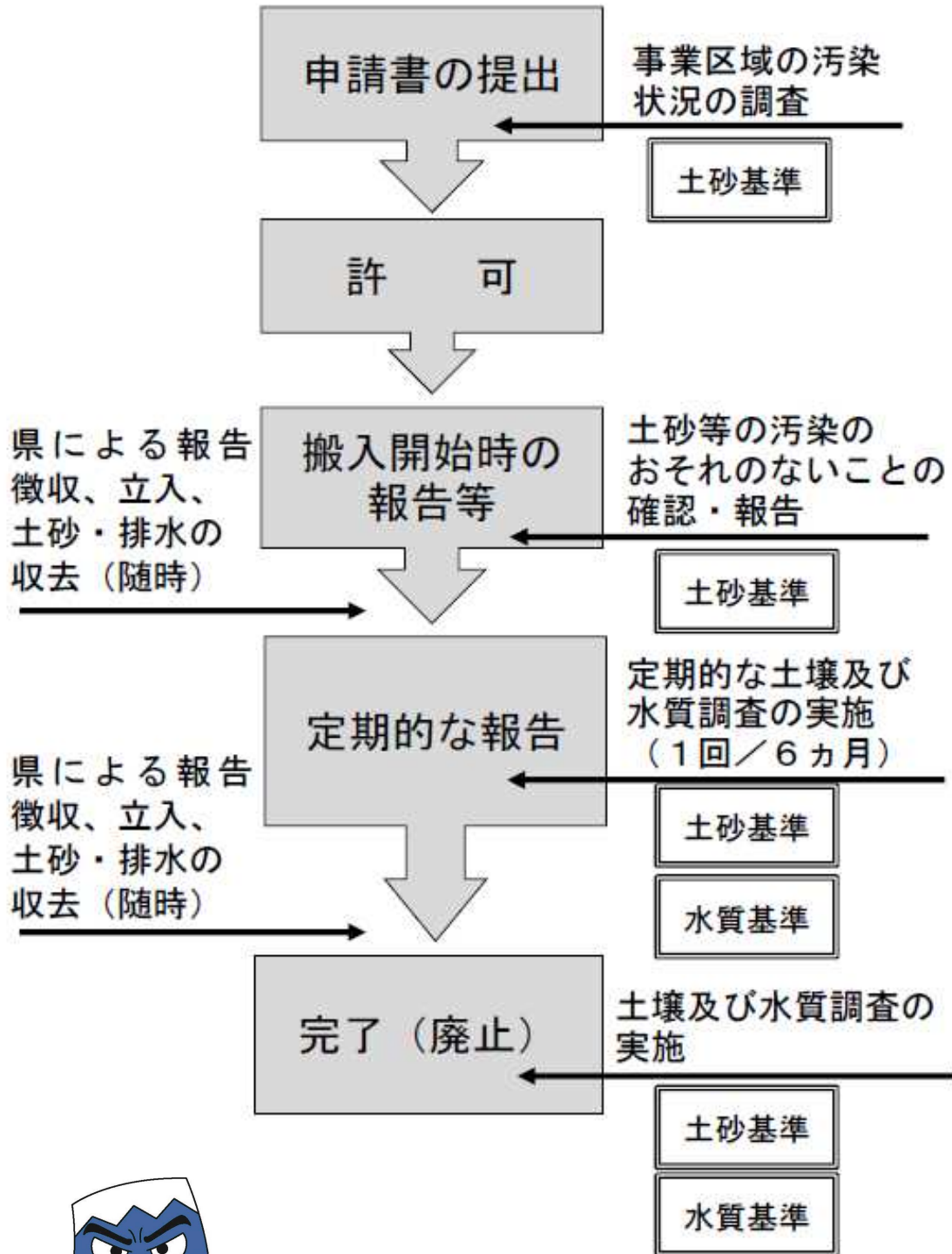
- ・ 廃棄物処理法の許可を受けた**最終処分場で行う盛土等**
- ・ 土壌汚染対策法の許可を受けた**汚染土壌処理施設で行う盛土等**
- ・ 生活環境の保全上の支障を防止するための措置として**知事が適切と認めるものを講じた上で行う盛土等** ⇒ 必要な事項を要綱で定めます。

【基準不適合土砂等の盛土等の措置に関する要綱】

- ① 要綱で対象とする土砂等
 - ・ 土砂基準に適合しない土砂等であって自然由来のもの。
- ② 生活環境の保全上の支障を防止するための措置(生活環境保全措置)
 - 次のいずれかに該当するものとします。
 - ・ 土壌汚染対策法に基づく方法で行われる「汚染の除去等の措置」
 - ・ 「建設工事における自然由来重金属等含有岩石・土壌への対応マニュアル(暫定版)」(以下「国土交通省マニュアル」という。)に定める措置
 - ・ 汚染土壌処理に関する省令に規定する「自然由来等土壌構造物利用施設」に係る基準を満たす措置
- ③ 生活環境保全措置を知事が適切と認める基準
 - ・ 土壌汚染対策法及び国土交通省マニュアルに定める方法により、調査を行い、必要な措置が講じられ、継続的に管理されること等
 - ・ 生活環境保全措置は、環境汚染の拡散防止のため、土地の造成その他の事業の実施に係る**許認可等の手続きにおいて認められた事業の区域において採取された土砂等のみを用いて、当該事業の区域において行われるもの。**



環境上の基準への適合状況の確認フロー



- 土砂基準:盛土等を使用される土砂等の汚染状態に関する基準
- 水質基準:盛土等が行われた場合における、区域内から区域外への排水基準